

日本生体医工学会(旧日本エム・イー学会)甲信越支部規約

昭和 56 年制定

平成 20 年 10 月改訂

平成 21 年 9 月再改訂

総則

第 1 条

この支部は日本生体医工学会定款第 3 条により設置され、日本生体医工学会甲信越支部と称する。

第 2 条

この支部規約の運営は日本生体医工学会支部通則および支部規約に従って運営される。

第 3 条

支部の事務所は教室内におく。

第 4 条

支部は甲信越地方において日本生体医工学会定款第 4 条に定められた目的を遂行するために次の事業を行う。

- イ. 研究会・講演会・講習会・見学会などの開催
- ロ. 関連諸学会・協会との協力活動
- ハ. その他、支部が必要と認める事業

会員

第 5 条

支部は甲信越地方在住の日本生体医工学会の正会員・準会員および維持会員をもって構成される。

役員

第 6 条

支部には次の役員をおく。

- イ. 支部長 1 名
- ロ. 副支部長 若干名
- ハ. 支部理事 若干名
- ニ. 支部評議員 若干名
- ホ. 支部幹事 若干名
- ヘ. 顧問 若干名

第 7 条

支部長は支部理事会の推薦にもとづき、支部総会の承認を経て選出される。

支部長は支部を代表して、会務を執行する。

第 8 条

副支部長は支部評議員中から支部長によって委嘱され、必要に応じて支部長を補佐するものとする。

第 9 条

支部理事は支部評議員中から支部長によって委嘱され、支部理事会を組織して重要事項を審議し、会務を企画する。

第 10 条

支部評議員は正会員中から支部長によって委嘱された者とする。支部評議員は支部長の要請により支部評議員会を開き、その諮問に答申する。

第 11 条

支部幹事は支部評議員の中から支部長が委嘱し、支部幹事会を組織する。支部幹事会は支部長の指示を受けて会務を処理する。

なお、支部幹事中 1 名は本学会支部通則第 4 項に定める連絡担当幹事とする。

第 12 条

支部役員の任期は 2 年とする。ただし、留任を妨げない。

会計

第 13 条

支部の会計は日本生体医工学会に計上された支部費によって行う。

第 14 条

支部の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

会議

第 15 条

支部理事会、評議員会、幹事会は必要に応じ、支部長が召集し、その議長は支部長又は支部長の指命によった者が議長となり、会議を運営する。

第 16 条

支部総会は正会員によって構成され、支部長が召集し、その議長は支部長とする。

第 17 条

次の事項は支部総会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告及び収支決算
- ロ. 事業計画及び収支予算
- ハ. 支部役員を選出
- ニ. 支部規約の変更など

規約の変更

第 18 条

この規約は支部理事会の 3 分の 2 以上の議決と本会理事会の許可を経なければ、変更することができない。